

# 学校感染症にかかったら

学校保健安全法に定められた学校感染症(下記参照)と診断された場合、感染拡大を防ぐため、治癒するまでの決められた期間、登学禁止となります。

## ● 学校感染症と診断されたら、まずは医務室へ連絡を

- ・速やかに所属キャンパスの **医務室に連絡**してください(KPC:078-974-4642 KAC:078-974-5467)。
- ・医師が登学可能と判断する(診断書もしくは登学許可書に記載されている登学可能日)まで大学には登学せず、自宅療養してください。

## ● 授業・定期試験の取り扱いについては教務センターへ

**授業の欠席の場合**は、登学停止期間が記載された『診断書』もしくは『登学許可書』があれば**公認欠席**となります。 **定期試験(期間外定期試験を含む)の欠席で追試験を願い出る場合**も登学停止期間が記載された『診断書』もしくは『登学許可書』が必要になります。

(教務センター KPC:078-974-4085 KAC:078-974-1725)

- ・病院受診の際には、医師に**診断書もしくは登学許可書**に記入してもらって下さい。

**いずれの場合も登学停止期間を記載してもらってください。**

【参考】登学許可書より診断書の方が高額になることがあります。

※登学許可書は、**ホームページ(学生サポート→ 学生生活 → 医務室)**からダウンロードできます。

- ・登学時に所属キャンパスの**教務センターへ**、診断書もしくは登学許可書を添付のうえ、公認欠席届／追試験受験願を**提出**して下さい。(願い出の期間等は掲示等で確認してください)



## < 学校保健安全法に定める学校感染症 >

感染症名		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	痘瘡	
	ペスト	
	ラッサ熱	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	
	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
その他の指定感染症		
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルスであるものに限る)	発症後5日を経過、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	結核	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、バラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	